

## マムルーク朝における医師の財産と寄進－15世紀カイロのワクフ事例に着目して－

久保 亮輔

本稿の目的は、マムルーク朝期カイロにおける権力者以外の人物がいかにしてまた何のために財産を形成したのかを明らかにすることにある。マムルーク朝は、軍人奴隷（マムルーク）出身の人物が富と権力を手中に収め、250年以上にわたりエジプト、シリア、ヒジャーズ地方を統治したスンナ派王朝である。軍人支配層を中心とする権力者は、ワクフと呼ばれる宗教寄進制度を通じてウラマー（知識人）やアーンマ（民衆）に富を分配することで支配の正当化をはかり、その権力基盤を堅固なものにした。かかる社会構造に規定される形で、ワクフにかんする先行研究においては専ら権力者に関心が置かれてきた。しかしながら、ワクフを行なったのは権力者だけではない。本稿は、2名の医師によるワクフ設定文書を取り上げる。彼らは権力者ではないにも関わらず、いかにしてまた何のために財産をワクフに設定したのであろうか。医師のワクフ事例をマムルーク朝の歴史的文献のなかで検証することで、マムルーク朝研究に新たな視座を持ち込むことが本稿の狙いである。

第1章では、マムルーク朝期のワクフ研究が主として権力者を対象にしてきたことを示し、権力者以外の人物に着目する意義を確認する。第2章では、シャリーア（イスラム法）に則った財産相続のあり方を簡単に説明した上で、ワクフがシャリーアに抵触することなく特定個人へ財産を遺贈する方法を提供したことを確認する。第3章では、マムルーク朝期カイロの医師が置かれた社会経済的背景を把握するための視点として、「制度」と「個人的紐帯」の2つのアプローチを提唱する。第4章では、2名の医師によるワクフ設定文書を取り上げ、ワクフ財、受益対象、施設維持費などにかんする諸規定に着目してその内容を検討する。ワクフ設定文書を通覧することで、彼らが財産をワクフに設定した意図が資産運用にあったことを明らかにする。第5章では、本稿で取り上げた医師のワクフと類似事例との比較を試みる。いくつかの叙述史料には他の医師のワクフ事例にかんする記事が見られるが、12～13世紀のワクフと14～15世紀のワクフには異なる特徴が確認される。前者は医学教育への投資といった「公益」的側面を含むが、後者は資産運用や財産相続といった「私的」側面により重きを置いている。

以上の考察を通じて、医師が「制度」と「個人的紐帯」を利用して財産を蓄積しワクフに設定することで、来るべき死に備えていたことが明らかになる。

## 20世紀初頭ポーランドの衛生改革論－地方医師からみる－

福元 健之

自由主義は、歴史的にみて、東中欧において福祉の活動や社会政策を推進した。この問題は、この地域におけるナショナリズムの歴史と記憶に新しい光を投げかける問題であるにもかかわらず、これまで十分な関心が払われてこなかった。この状況の中で、本稿は、地方医師に焦点を当てて、20世紀初頭ポーランドにおける衛生改革論について論じた。

地方医師とは、1899年から1908年までウッチ市において出版された『医学雑誌』がも

たらし言説空間に基づいて形成された集団である。19世紀にかけて、ロシア帝国内に位置したウッチ市の繊維産業は急速な発展を遂げたが、それに対して住宅、教育制度、医療的保護の整備は追いついていなかった。同時代のポーランド知識人らは、ウッチ市の状況を、資本主義の発展がもたらしたエゴイズムや社会的病理が支配的になっていると捉え、ワルシャワ大学を卒業した医師たちがウッチに活躍の場を見出したのである。この文脈において、ウッチ市は、知的・文化的なポーランドの首都であるワルシャワの外に広がる地方における医療の中心地となり、地方医師たちの衛生改革論は『労働者衛生叢書』に結実した。

『叢書』の著者たちには、ウラデスワフ・シェナイホや、セヴェーリン・ステルリングのように、ユダヤ人としてのバックグラウンドをもちながら、ポーランドの医学的発展に大きな貢献をした医師がいた。スタニスワフ・スカルスキがアルコール依存症について、シェナイホが母子保護論あるいは性病について、ステルリングが結核について論じたように、彼らの議論は異なる主題を扱っているが、「社会」理念は彼らのテキストでは一致して重要な意味をもった。それゆえに、本稿は、地方医師たちがいかに「社会」を論じているのかということの分析を通じて、当時のポーランドにおける衛生改革論を再構成することを試みたのである。

一連の考察を通じて示されたのは、以下のようなことである。「社会」は、民族性、宗教、政治党派、人種の観点から多様な集団を包摂するものとして描かれており、それはポーランドの近代的ナショナリズムとは緊張関係にあった。しかし、この「社会」には女性を抑圧するジェンダーが内在しており、これは、子どもにケアが集中した一方で、医師らが、彼女らの経済状態を一切考慮せずに女性には家族の健康に配慮する母親あるいは妻たれと要求したことに起因する。また、オーストリア領ポーランドであるガリツィアの医師とも連携した地方医師たちは、ドイツとスウェーデン王国に注目して専制君主あるいは強い国家権力と活発な社会活動とが両立しうる事実を引き出した。明らかに、彼らは、自らの活動の地であるロシア帝国により適合する国家と「社会」の関係モデルを探していたのである。

## 戦前日本における大蔵省の所得税思想－「社会政策的税制」の再検討－

村松 怜

本稿の課題は、明治期から大正期までにおける大蔵省の所得税思想について検討することである。本稿の貢献は2つある。第一に、大正期における「社会政策的税制」を再評価することである。第二に、戦後まで持たれた大蔵省における所得税思想の一端を明らかにすることである。大正期の税制改正に関するこれまでの研究では、税制改正と「社会政策」との関係性が注目されてきた。とりわけ、「社会政策的税制」として大きな意味を持ったとされる1920年における配当所得の総合課税化は、社会政策学会による社会政策的税制論の影響によるものであったと評価されてきた。しかし、本稿では明治期以降の大蔵省における所得税改正論議を追っていくことにより、1920年の所得税改正のその他の要因を明らかにした。第一に、配当所得の総合課税化は明治期から大蔵省が望ましいと認識していた所

得税制に整合的なものであり、「社会政策」の文脈から出されたものではなかった。大蔵省では、あらゆる所得を合算して課税する一般所得税、および、勤労所得に軽く、資本所得に重く課する差別課税を、一貫して望ましいものとして認識していた。第二に、大蔵省にとって、「社会政策」に関する議論の盛り上がりは、配当所得の総合課税化を実現するために利用できる「好機」にすぎなかった。勝は「社会政策」に関する議論の盛り上がりを利用する形で、配当所得の総合課税化を提案したのである。その後、大蔵省主税局は 1930 年代には所得税の総合課税化を徹底しようとする、いわゆる馬場税制改正案を立案した。そして、主税局は戦後占領期のシャウプ使節団によって勧告された包括的所得税制を「理想的」な税制と評価した。大蔵省は明治期から戦後まで一貫して、総合所得税を望ましいとする租税思想を持ち続けたのである。